

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項第 5 号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定により公告する。

令和 5 年 2 月 8 日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
令和 4 年 12 月 5 日	一松電気工事株式会社	代表取締役 平山 泰行	岐阜市則松 5 丁目 116 番地 2	(般-1) 第 976 号	電気通信工事業
令和 4 年 12 月 13 日	増屋工業株式会社	代表取締役 善名 一仁	高山市国府町広瀬町 184 番地	(般-2) 第 14360 号	土木、とび・土工、 鋼構造物及び解体 工事業
令和 4 年 12 月 19 日	有限会社丸豊	取締役 福井 郁美	加茂郡七宗町神淵 5280 番地 1	(般-2) 第 15348 号	土木、とび・土工及 び舗装工事業